

令和2年5月25日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第5項の規定に基づき、5月25日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

連絡先は省略。